

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

長崎県大村市小路口町三〇一番地五

株式会社ワールド九州

代表清算人 新川 徳実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

鹿児島市和田一丁目五一番二六号

有限会社谷山金物店

清算人 中村美奈子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

鹿児島県霧島市福山町福山六九〇八番地一

BOSTON BC株式会社

代表清算人 有村 祐治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

沖縄県豊見城市宇与根西原五〇番五四

有限会社杜明和技研

清算人 宮里 敏男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

沖縄県宮古島市平良字久貝八七九番地四

有限会社ミマツ

代表清算人 松川 国博

解散公告(第二回)

当法人は、目的たる業務の成功の不能により令和八年三月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

北海道網走市南二条西一丁目七番地二

医療法人社団中山医院

清算人 中山さやか

解散公告(第二回)

当企業年金基金は、令和八年四月九日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年五月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

大阪府大阪市中央区南船場二丁目一二番八号

エア・ウオーター企業年金基金

清算人 堤 宏記

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年四月七日岡山県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

岡山県備前市吉永町加賀美六四一番地

下畑生産森林組合

清算人 石川富己男

解散公告(第二回)

当土地改良区は、令和八年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年五月二十日)の翌日から二箇月以内清算人に申し出られなく、土地改良法(昭和二十四年法律第一九五号)第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

山口県岩国市天尾

清算法人岩国市天尾土地改良区

代表清算人 古川 和仁

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年二月二十六日東京都知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

東京都立川市高松町三丁目二一番九号

医療法人財団良友会

清算人 黒田 亮平

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年五月八日山口地方裁判所宇部支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年五月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

山口県宇部市大字棚井一〇〇五番地一

宗教法人照教寺

清算人 弁護士 前田 琢治

山口県宇部市松山町一丁目

連絡先 前田法律事務所

四一 前田法律事務所

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年四月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

高知市高須三丁目一番二八号

医療法人康仁会

清算人 濱田 康生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市昭和北一丁目六番、最後の住所北海道釧路市昭和北一丁目六番三三三

被相続人 亡 戸沼 玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

北海道釧路市浦見二丁目二番二三号

相続財産清算人 弁護士 小西 憲臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南一条東四丁目七番地、最後の住所札幌市中央区南一条東五丁目七番地

被相続人 亡 紺野 亮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

札幌市中央区北二条西十丁目二番地七

相続財産清算人 弁護士 猪瀬健太郎

Wall 八〇二号 猪瀬法律事務所

相続財産清算人 弁護士 猪瀬健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市松山第六地割六七番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 内館 清志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

岩手県下閉伊郡山田町八幡町一二番八号

相続財産清算人 司法書士 貫洞 厚

相続財産清算人 司法書士 貫洞 厚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区駒越中一丁目一七三二番地四、最後の住所仙台市青葉区川平五丁目一二番二七号サンガーデン光峰D棟二〇一

被相続人 亡 渡瀬 新治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

仙台市太白区長町一丁目五番六号 アイビ

ル四〇三 仙台長町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飛澤 聡美

相続財産清算人 弁護士 飛澤 聡美